

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月28日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2011

課題番号：20720198

研究課題名（和文） 近世フランス都市社会における「他者」との共存に関する研究

研究課題名（英文） A Study of coexistence in the town of Early Modern France

研究代表者

小山 啓子 (KOYAMA KEIKO)

神戸大学・人文学研究科・准教授

研究者番号：60380698

研究成果の概要（和文）：

本研究では、16世紀中葉、市壁外出身者が3分の2を占めたとされるリオンを事例に、外国人（主にイタリア人）の移入と定住の実態や、宗派的・政治社会的「他者」との関係のあり方を分析することによって、都市における対立と共生の諸相を明らかにした。

- ① 外国人の法的・社会的地位
- ② 同郷団の役割
- ③ イタリア諸都市出身者の人脈形成と社会的地位上昇戦略
- ④ 宗教戦争から新たな都市的共生空間を求める動きへ

研究成果の概要（英文）：

This study has showed the aspects of opposition and coexistence in the French town, Lyons, where two thirds of the population came from outside of the city wall, mainly from Italy, through the analysis of relationships with religious and sociopolitical others in the middle of the sixteenth century.

- 1) Legal and social position of the foreigners.
- 2) The role of “nations” consisting of people from the same homeland.
- 3) Italian’s strategies for building personal networks and rising status.
- 4) From the Civil War to the coexistence in the town.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
年度			
総計	3,100,000	930,000	4,030,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：近世フランス史・リオン・都市・外国人・同郷団・帰化・遺産没収権・市民権

1. 研究開始当初の背景

かつて都市は閉ざされた定住地と理解さ

れてきたが、近世の都市社会は決して市壁の中に閉じこもった静態的な社会ではなかった。とりわけ私が研究対象とする都市リオンは、16世紀にイタリアからの移民を多く受け入れており、人口の3分の2が市壁外出身者で占められていたという。1998年にユネスコの世界遺産に登録されたリオンの旧市街は、中世末期から近世初期にかけてのイタリア文化の影響がいかに大きかったかを如実に物語っている。旧市街の中心にあるリオン歴史博物館の建物は、フィレンツェ人であるガダーニュ家の邸宅であった。

大司教座教会サン=ジャン大聖堂と大市の決済が行われた両替広場は500m未満の距離にあり、大聖堂からこの広場に至る歩いてわずか10分程度の街区にリオンを代表する聖俗のエリートたちの邸宅が並んでいるのであるが、リオンの外国人はいわゆる外国人街を形成することなく、その中心地に混在して居住した。

都市に居住する外国人にとって、帰化が有した意味とは何であったのか。実際、国王は都市の外国人に対してどの程度遺産没収権を行使できたのか。いかなる条件の下で外国人は帰化を望み、申請するに至ったのか。どのような政治的・社会的状況を背景に、どのような個人的・家族的戦略をもって、帰化という「国家」制度を利用したのか。これらの問いに答えるために、研究を実施した。

また、「他者」とは外から来た者たちだけを指し占めずのではない。内なる「他者」すなわちプロテスタントの出現による宗派分裂の問題も、この時期極めて重要になってくる。リオンにおけるルッカ出身者には、プロテスタントが多数含まれていたとされている。近世初期の宗教史研究では、日常的な交流の研究が決定的に欠けており、本研究では外国人や異宗派といった「他者」との、都市における共存の実態を明らかにすることを目指した。

2. 研究の目的

F・ブローデルによれば、近世において外国人の存在は都市や国家の繁栄度を計るものであったとされるが、16世紀の国際都市リオンでは外国人がどのようにリオン社会に入り込んでいったのか、居住区で住民は「他者」とどう向き合うことになったのか、さらに宗教戦争期、都市の中にはどのような宗派の分断線があったのかについては、まだ明らかにされていない部分が多い。視点を住民の位置に据えて、政策と実態的展開の双方を踏まえて、住民の実態と行政機能のあり方を分析することにした。

近世フランスの都市に居住した外国人とは、どのような存在であったのか。国民国家を原則とし、国家への帰属と不可分に関係づ

けられる現代社会においては、外国人の定義は明快である。しかし国家を構成する要素とされる領土、民族、国語などの意識が希薄である前近代においては、外国人の定義は極めて曖昧になってくる。中・近世の社会において、外国人は法的定義と慣習的定義の二つの観点から臣民とは区別されてきた。外国人の法的定義としての「オバン」*aubain*とは、法的無能力によって規定される存在のことで、その主な無能力は財産相続の制限が課せられていたことにある。王国内において、帰化せずに死去した外国人は自らの子弟に財産を相続させることができず、その遺産相続権は国王にあると定められていた。しかしこの「オバン」は、後得的忠誠を表明することにより帰化することが可能であり、帰化後はその身分を臣民、内国人、「市民」に変え得た。他方で慣習的定義としての「よそ者」とは、史料上は*étranger*、*forain*、*épaves*という用語で表記されているが、国家、所領、都市、村落共同体といった政治的・地理的枠組みや、言語共同体、宗教、宗派といった文化的・宗教的枠組みに応じて、その対象は異なってくる。本研究の柱の一つは、こうした外国人と帰化の関係を考察することである。13・14世紀以降王領地が拡大し、国王が領主権を収奪していく過程の中で、王国における「外国人」も形成されてきた。近世ヨーロッパにおいては、国家の集権化と領域内での宗派化が進むと同時に、国際的な人の移動と交流も活発化する中で、ナショナルな差異というものが増え、ますます問題となっていくのである。

近年、移民はヨーロッパそして日本においても重要な問題を提起しているが、近世における移民や外国人の定義は現代のそれとは大きく異なる。人の移動の活発化により内と外という区別が社会の中で内在化されていったのは、16世紀以降の長い歩みにおいてである。この過程を分析することは、国家の存在それ自体が自明の前提ではない前近代社会において、在地的な社会集団が経験的に作り上げていった、近世国家の特徴を明らかにすることにも結び付いていく。

3. 研究の方法

分析対象となる史料を知るためには、帰化申請の手続きについておさえておく必要があった。帰化は申請の依頼に基づいて国王書記官が申請書を起草し、内務府へ提出された。交付されると申請者は国璽が押された原本を受け取り、これをもとに最高諸法院で登録する。そして居住地の王領地法廷または地方財務局で登録され、原本は再び申請者に戻される。したがって、基本的に帰化状の原本というものはかなり散逸的にしか残されていない。私たちが多少なりとも体系的に調査し得るのは、登録先である最高諸法院か居住地

の王領地法廷または地方財務局の草稿ないしは写しである。

このように帰化状とは大法官府にいる国王書記官が起草するものであり、国王書記官は申請者が提供した情報を、帰化状の内在的論理に合致するよう再構成した。帰化に至る物語の「型」としては、軍役奉仕、公益・国益奉仕、職業実践を通じた地域共同体への貢献、カトリック的敬虔などがあり、サーリンズによれば時代や集団ごとにナラティブの内容に差異は発見されないという。内務府に提出された草稿の保管が命じられたのは、1674年王令においてである。以降革命まで、国王書記官が作成した約6,000通の帰化状草稿が国立文書館に現存されている。

そこでそれ以前、1674年王令以前の、地方都市リヨンの外国人の場合はどこにおいて帰化の記録を見つけ得るのか。一つには、帰化状そのものを取り扱った史料ではないが、いわゆる納税記録であり、ガスコンが分析した観のある都市タイユ担税表

Nommées : 1515-38, 1545, 1567-71, 1578-80年 (リヨン市文書館 CC) である。そして帰化状の登録先であったセネシャル裁判所およびリヨン財務局の史料 (ローヌ県文書館 Livres du Roi, BP, 8C) が存在し、ローヌ県文書館のBP 1881-1883には6巻の帰化状記録簿 (1594-1764年) があり、うち4巻はセネシャル裁判所で登録され、2巻はリヨン財務局で登録されたものである。

4. 研究成果

① 16世紀のリヨンにおけるイタリア人の移入と定住について、問題点と研究史の整理を行った。

② 計画を実施する上で必要な史料の存在状況と史料の性質について調査した。対象となった史料は、リヨン市文書館とローヌ県文書館に所蔵されている、市参事会審議録、会計簿、セネシャル裁判所史料、リヨン財務局関係史料、帰化登録簿などである。

③ リヨンに在住した外国人の出身地別分布と同郷団の形成について、明らかにした。フィレンツェ同郷団に関しては、同郷団規約の分析を行った。リヨンに居住した外国人は、商取引や政治の動向に応じて数年で退去する者たちがいる一方で、市民権を取得して在地エリートと婚姻関係を結び、市政運営に携わったり、官職を手にしてフランスの上層社会に深く根を下ろしていく者たちもいた。

また、同郷団を介した都市社会との関係、都市行政や社会福祉事業への参入・貢献についても明らかにした。

④ 近世フランスにおける帰化申請の手続き

を明らかにした。

フランスでは外国人が財産を残して死去した場合、その相続権は国王にあるとする遺産没収権が定められており、死後自らの子弟に財産を相続するには帰化が必要であった。帰化は個人と家族における生存戦略の選択肢の幅を拡大し、制度的保障を与えたのである。外国人が帰化を準備するのは、祖国の政治的圧力や、雇用機会、家族戦略、財産保護欲求などが契機となると同時に、都市社会の受け入れ環境も影響を及ぼした。

帰化状の構成は、「神の恩寵により…」とする前文から始まり、申請者の氏名、出身地、宗派、両親の氏名、職業、肩書きなどが記され、続けて移住の経緯、帰化の動機、移住後の職業実践などが列記された後、居住・永住の意思表示がなされる。最後に、帰化に伴う国王と外国人の契約内容が明記されると同時に、外国人遺産没収権から免除されるように請願された。

リヨンで帰化を申請した外国人の集合的特徴を捉えるために、帰化登録簿などから判明した情報を整理し、分析を続けている。

⑤ 宗派問題と16世紀後半における反イタリア感情の醸成について、研究報告を行った。また、こうした都市内騒擾に対応した市当局の平和の政治的技法を明らかにした。

ユグノーの言説の中では、宮廷を批判することは反カトリックであり、反ユダヤであり、反イタリアである立場を取るものとされたが、逆にリーグ派の言説でも反宮廷が反イタリアであるとする論理が構築され、イタリア人はユグノーからも急進のカトリックからも非難の対象となり、こうした反感や悪評の対象と化していくが、それがイタリア人の帰化に対する姿勢にどのように影響していくのかについては、今後解明されなければならない。

⑥ 16世紀フランスに関する国内外の研究状況と問題点を総括して、概説書を執筆した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① 小山啓子「16世紀リヨンにおける「結社」としての外国人同郷団と帰化問題」、『「結社」に関する学際的海外学術調査』、15-30頁、2012年。
- ② 小山啓子「近世フランスの社会において「他者」を受容すること」、共生倫理研究会編『共生の学際的研究』、53-59頁、2009年。

〔学会発表〕（計3件）

- ① 小山啓子「16世紀のリヨンにおけるイタリア人——帰化問題を中心に——」、「中・近世ヨーロッパにおけるコミュニケーションと紛争・秩序」研究会、2010年。
- ② 小山啓子「近世初期のリヨンにおけるイタリア人」、関西フランス史研究会、2009年。
- ③ 小山啓子「近世フランスの社会において「他者」を受容すること」、共生倫理研究会、2008年。

〔図書〕（計2件）

- ① 佐藤彰一・中野隆生編『フランス史研究入門』山川出版社、小山啓子、第4章第1節「16世紀のフランス」、2011年。
- ② 共生倫理研究会編（羽地亮、小山啓子ほか）『共生の人文学——グローバル時代と多様な文化——』昭和堂、第11章215-238頁を担当、2008年。

〔その他〕

- ① 翻訳、ジャック・ボタン「商人文書、商業関係文書——中世末期から近世にかけてのフランスと西欧——」、国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『中近世アーカイブズの多国間比較』岩田書院、2009年、pp. 227-241。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小山 啓子 (KOYAMA KEIKO)
神戸大学・人文学研究科・准教授
研究者番号：60380698

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者